

ファクタリングをめぐる諸問題

客員弁護士 二本松 利忠

第1 はじめに

ファクタリング (factoring) とは、一般的に、弁済期未到来の売掛債権等を第三者に売却(譲渡)することにより、債権を早期に現金化し、短期的な資金調達を実現することを目的とする取引である¹。

元々は欧米で発達したものであり、我が国でも、1970年代頃からファクタリング会社(「売掛債権買取会社」「ファクター」「factor」などと呼ばれる。)が営業を開始している。このうち事業者向けのファクタリング(以下「事業者ファクタリング」という。)は、企業の売掛債権を買い取り、売掛先の信用調査、貸倒れリスクを引き受け、顧客(企業)への前払金融など、自己のリスク負担で債権の管理・回収を行うサービスを提供するもので、多くは銀行系や信販会社系の企業が手がけている²。

ところが、近年、手形割引があまり行われなくなったこともあって、コロナ禍で資金繰りに窮した中小企業の資金調達的手段としてファクタリングの需要が高まるとともに、インターネット取引の拡大もあって、「銀行融資NGでも利用可能」、「スピード審査・即日入金」、「スマホで簡単に即日資金調達」などと宣伝して勧誘する新規の業者が増え、「優良ファクタリング・ランキング」とか「おすすめファクタリング会社リスト」などのサイトも登場している。

最近のファクタリングは、旧来型とは異なる形態のものも多く、その法的性質や効力が問題となる例が増えている。こうした状況を反映して、金融庁は、近時、「～経営者の皆様～その資金調達大丈夫ですか?」というリーフレットを作成したり、ウェブサイトに「ファクタリングの利用に関する注意喚起」を掲載して、ヤミ金業者等によるファクタリングの危険性を警告している³。

以下、隆盛となっているファクタリングの最近の問題状況を紹介する。

第2 ファクタリング取引の形態

1 ファクタリング取引の分類

ファクタリング取引には様々なものがあり、以下

のような分類がなされているが、実際の取引はこれらが種々組み合わされる形で行われている⁴。

(1) 二者間ファクタリング・三者間ファクタリング ア 二者間ファクタリング

債権の売主(債権者)とファクターの二者(社)間で契約する形態である。売主が取引先(債務者)にファクタリングを利用していることを知られたくない等の理由により利用されている。この場合、ファクターは、売主に対し、債権の取立委任をし、売主が取引先(債務者)から売掛債権を自ら回収して、その金員をファクターに支払うのが通例である。

イ 三者間ファクタリング

売主(債権者)、ファクターのほか、取引先(債務者)が関与する類型である。取引先がファクタリングについて承諾し、取引先からファクターに直接売掛金の支払がなされる。

(2) 償還請求権の有無

ア 償還請求権なしのファクタリング

ファクターが売掛債権等の債務者の支払能力の危険を完全に引き受けて買い取り、債務者が支払不能の場合でも、ファクターは売掛債権等の売主(債権者)に対して償還を求める権利を有しない(債権の焦げ付きは全面的にファクターが負担する)類型である。

イ 償還請求権付きのファクタリング

買い取った債権の支払期日に取引先(債務者)が支払資力又は支払意思がないため支払が受けられない場合、ファクターが売主に対して償還請求ができる(売主がファクターに対して債務者の支払について担保責任を負う)類型である。

(3) 対抗要件具備(債権譲渡通知等)の有無

ア ノン・サイレント方式

債権の売買(債権譲渡)について、売主(債権者)が債務者に譲渡通知を行うか、債務者の承諾を得て対抗要件を具備するものである。三者間ファクタリングで使用されることが多い。

イ サイレント方式

売主が債務者(取引先)にファクタリング取引の事実を知られることなく資金調達を実現したいとのニーズから、債権譲渡の債務者対抗要件の具備を留保する形態である。この場合、売主は、あらかじめ債権譲渡通知書をファクターに預託する(債権譲渡通知をなす権限をファクターに委任することが多い。)などの方法がとら

れる。

2 近時の傾向

中小企業の一時的な資金調達のためのファクタリングの利用が増大しているが、多くの場合、二者間・サイレント方式が選択される。これは、取引先(債務者)に知られることなく債権譲渡による資金調達が可能となるため、信用不安を恐れる中小企業に特にニーズが高いからである⁵。

第3 事業者ファクタリング取引をめぐる紛争

1 紛争類型

事業者ファクタリングのうち、三者間ファクタリングは、ファクターが売掛債権等の債務者の信用調査を行い、また、債務者がファクターへの支払を承諾していることから、後日紛争が生ずることは少ない(債権が焦げ付いた場合はファクターが負担することになる)。しかし、二者間ファクタリングについては、裁判で争われる事例が増えている。その背景には、中小企業の資金調達のための利用が増大し、中には実質的には高利の貸付のような形態のものがあるからである。

裁判例を見ると、①二者間ファクタリングにおいて売主が取立委任契約に基づき債務者から回収した金員をファクターに支払わないため、ファクターが売主に対してその支払を求める事案、②売主がファクタリング契約の無効を主張してファクターに対してファクターが取得した金員の不当利得返還請求を求める事案が多いようである。②の亜型として、破産管財人がファクターに対し、破産宣告前に行われたファクタリング契約の無効等を主張して不当利得返還請求をする事例がある(東京地判令4.7.14判例秘書LO7732508等)。

2 主たる争点と関係法規

上記訴訟では、主として、ファクタリング取引が貸金業法等に定める「貸付け」に該当するか、「真正譲渡」「True Sale」といえるかが争われる。

ファクタリング契約に基づく金銭の交付が貸金業法2条1項の「貸付け」に該当する場合、ファクターが譲渡代金として売主に交付した金額と、買い取った債権からファクターが受領する金額との差額は利息とみなされ(貸金業法42条2項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)5条の4、利息制限法3条)、利息制限法の上限金利を超える部分は無効となる(利息制限法1条)。さらに、これが出資法の上限金利(年109.5%)を超過する場

合には、取引自体が無効となる(貸金業法42条1項)。

3 金融庁の見解

金融庁は、貸金業法2条1項の「貸付け」に関して、形式的には金銭消費貸借契約とは異なる法形式をとっていたとしても、当該契約が、経済的側面や実態に照らして、貸付け(金銭の交付と返還の約束が行われているもの)と同様の機能を有するものと評価できる場合には、「貸付け」に該当するとしている⁶。

また、金融庁は、「違法な金融業者にご注意!」と題するウェブサイトで、「『ファクタリング』と呼ばれる売掛債権の買い取りを装い、高額な手数料を差し引いた売掛債権の買い取り代金を支払う(貸し付ける)一方、同債権の売主をして売掛債権を回収させた後、回収した売掛金を原資として返済させるもの。ファクタリング契約や売掛債権売買契約において、譲受人に償還請求権や買戻請求権が付いている場合、売掛先への通知や承諾が必要がない場合や、債権の売主が譲受人から売掛債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合は、ファクタリングを装ったヤミ金融の可能性もある。」として、偽装ファクタリングについて警告を発している⁷。

4 裁判例の傾向

裁判例は、債権の売買契約の体裁がとられていても、実質的に、①譲渡債権の債務不履行リスク(債務者の無資力リスク)が移転しているか(反対に、債務者の無資力等により支払がなされなかった場合、売主の償還ないしは買戻しが予定されているか)、②債権の譲渡価格が債務者の信用を考慮して決定されているか(反対に、売主の信用を考慮して決定されているかどうか)、③譲渡対価の相当性等を考慮して、ファクタリング取引によって交付された金銭が貸金業法・出資法等の「貸付け」に該当するか判断している⁸。

なお、学説上、「貸付け」に該当するかの判断要素が統一されているとは言い難いという指摘もあるが⁹、判断要素として上記①と②を重視する見解が多いようである¹⁰。

第4 給与ファクタリング

1 給与ファクタリングの形態と問題点

前記のとおり、ファクタリングは、本来、事業者向けのサービスであるが、最近、給与(給料)ファクタリングなるものが増え、問題となっている。これ

は、ファクターが利用者(労働者)の給与債権(全部又は一部)を給与支給日前に給与額よりも安い値で買い取り、給与が支払われた後に労働者から回収を行う(給与額と買受金額との差額は業者の手数料となる。)というものである。給与直接払の原則により、労働者が給料日前に給与債権を他に譲渡した場合においても、使用者は直接労働者に対して給与を支払わなければならない(労働基準法24条1項)ため、給与債権の買取業者(ファクター)は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されず、労働者が給与の支払を受けた後に労働者から給与相当額を回収する仕組みとなっている。

近年、「給与の前払い」「給与の買取り」などとうたって宣伝する業者が増加し、貸金業登録を受けていないヤミ金融業者の参入も少なくないようである。高額の手数料を徴収され、生活がかえって困窮したり、勤務先に連絡すると脅したり、自宅に押しかけて厳しい取り立てを行うなどの悪質な事例も報告されている¹¹⁾。

2 給与ファクタリングの取扱い

(1) 金融庁の見解

金融庁は、『「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当します。』とした上、違法なヤミ金融に注意を促している¹²⁾。

(2) 給与ファクタリングに関する裁判例

裁判例の多くは、給与ファクタリングについて、貸金業法・出資法の適用を認めている¹³⁾。例えば、以下の事例がある。

ア 東京地判令2.3.24金法2153号68頁

原告(ファクター)が労働者に対しファクタリング契約の買戻合意に基づく代金支払又は不当利得に基づく返還請求をしたのに対し、本件取引は、経済的には貸付けによる金銭の交付及び返還の約束と同様の機能を有するとして、本件取引に基づく金員の交付は貸金業法及び出資法にいう「貸付け」に当たり、しかも年利1840%を超える割合による利息の契約をしたものであるから、本件契約は貸金業法42条1項により無効であるとともに出資法5条3項に違反するとして、原告は合意の履行を求めたり、不当利得返還請求はできないとした(請求棄却)。

イ 東京地判令3.2.9判例秘書LO7630439

原告(労働者)がファクターに対し、ファクタ

リング契約は無効であるとして、ファクターに支払った金員について不当利得の返還請求をした事案について、上記ア判決と同様の理由により、本件契約は貸金業法42条1項により無効であり、また、原告が代金名目で交付を受けた金員は不法原因給付になるとした(請求認容)。

ウ 最判令5.2.20判例秘書LO7810010

高額の手数料を徴して給与ファクタリングを行った業者の貸金業法違反及び出資法違反被告事件について、「本件取引に基づく金銭の交付は、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。」として、本件取引に基づく金銭の交付は貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」に当たるとして、有罪を認めた。

第5 おわりに

ファクタリングは中小企業を中心に資金調達の重要な役割を担っている。ただし、法整備が十分とは言えず、誰でも算入できる状況にあることから、ファクタリングに対する十分な理解のないまま利用するのは危険であるし、悪質な事例の横行が正常型のファクタリングの利用を阻害している面がある。今後、ファクタリング取引をめぐる法的論点がさらに整理され、ファクタリングに対する理解が進むことで、重要な金融インフラとしての機能を果たすことを期待したい。

- 1 佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」金法2146号(2020年)35頁、上木英典「近時の裁判例の分析からみるファクタリング取引の論点整理」金法2206号(2023年)33頁参照。
- 2 藤澤尚江「ファクタリングの債権譲渡担保付金銭消費貸借契約への該当性」私法判例リマックス65(2022年)30頁参照。
- 3 金融庁ウェブサイト「ファクタリングの利用に関する注意喚起」<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>
- 4 佐野・前掲35頁、上木・前掲33頁参照。
- 5 上木・前掲35頁、木本茂樹「ファクタリング被害の現状と対応」消費者法ニュースNo.123(2020年)78頁参照。
- 6 金融庁監督局総務課金融会社室平成30年12月20日付け回答、令和元年12月25日付け回答(金融庁ウェブサイト「新事業特例制度・グレーゾーン解消制度について」<https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/index.html>)
- 7 金融庁ウェブサイト<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/>
- 8 裁判例の傾向については、佐野・前掲41頁、藤澤・前掲31頁参照。
- 9 藤澤・前掲31頁参照。
- 10 村山由香里「『貸金業』の該当性に関する一考察」金法1991号(2014年)68頁、永井利幸=藤尾将之「ファクタリング契約が公序良俗違反により無効となる場合」金法2197号(2022年)51頁参照。
- 11 塩地陽介「『ヤミ』ファクタリング業者による被害に関する報告」消費者法ニュースNo.123(2020年)75頁参照。
- 12 金融庁ウェブサイトhttps://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui2.html

13 裁判例の傾向については、藤澤・前掲31頁参照。